

(平成22年4月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

## 三重国民年金 事案 850

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年3月まで

昭和44年10月から自営業を始めたのを契機に、夫婦で国民年金に加入した。それ以降国民年金保険料はすべて納付してきたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年10月に払い出されていることから、申立期間の国民年金保険料は過年度納付又は特例納付により納付することとなるが、申立人は、47年5月に、遡<sup>そきゆう</sup>及して被保険者資格を取得した44年10月から同年12月までの国民年金保険料を第1回特例納付により納付しており、その時点で申立期間の保険料についても特例納付することが可能である上、申立期間が短期間であることや、申立期間以降の納付状況を踏まえると、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 三重厚生年金 事案 1003

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年3月15日から44年4月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を43年3月15日、資格喪失日を44年4月16日とし、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月8日から44年8月29日まで

当時の私のスケジュール帳には「昭和43年3月8日初出勤」と記載されており、入社後に研修を受けた記憶や当時の勤務先の同僚の記憶もあることから、私はA社において厚生年金保険に加入しているはずである。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、申立人が保管している申立期間当時の手帳の記載内容、業務内容に関する申立人の具体的な記憶及び申立人と同じ職場において勤務していた者の供述から、申立人がA社で勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同時期に同じ勤務地において同様の業務に従事していたとしている同僚については、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在することから判断すると、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、雇用保険の加入記録から、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和43年3月15日、資格喪失日は44年4月16日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同世代の同僚の標準

報酬月額記録から判断すると、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者名簿に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年3月15日から44年4月16日までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和43年3月8日から同年3月14日までの期間及び44年4月17日から同年8月29日までの期間については、A社は52年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本により判明した当時の役員は既に他界又は連絡先が不明であるため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1004

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月21日から同年9月1日まで

私は、昭和50年7月からB社に勤務していたが、同社は当初、社会保険に加入していなかったため、親会社であるA社で厚生年金保険に加入していた。社会保険事務所（当時）の回答では、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できなかったが、私が所持している給与明細書では申立期間の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社における取締役（代表取締役の妻）の供述により、申立人は申立期間に同社で継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された昭和55年5月分から同年8月分の給与明細書により、当該期間の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、B社は昭和57年1月4日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できる上、同社の取締役から「申立期間当時、当社の厚生年金保険はA社で加入していた。従業員の厚生年金保険料は当社が当月控除していたが、社会保険事務所の手続はA社を通じて行っていたと思う。」との供述があった。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、当時の事業主の連絡先も不明である上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成14年8月及び同年9月は41万円、15年9月から16年9月までの期間、17年1月から同年8月までの期間及び同年10月から19年1月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年8月1日から19年2月21日まで  
② 平成19年2月21日から同年3月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間①について、私が所持している給与支給明細書に記載されている金額と標準報酬月額が相違しているため、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。また、申立期間②についても、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書及び市から提出された給与支払報告書において確認できる報酬額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が相違していることが認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書及び市から提出された給与支払報告書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①のうち、平成 14 年 8 月及び同年 9 月を 41 万円、15 年 9 月から 16 年 9 月までの期間、17 年 1 月から同年 8 月までの期間及び同年 10 月から 19 年 1 月までの期間を 26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成 14 年 10 月から 15 年 8 月までの期間、16 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 17 年 9 月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書及び市から提出された給与支払報告書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致している。

このほか、当該期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

申立期間②については、市から提出された給与支払報告書及びA社の当時の社会保険事務担当者（代表取締役の妻）が「社会保険料等の控除は当月控除であり、平成 19 年 2 月分の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と供述していることから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、申立人の雇用保険の加入記録により、申立人のA社における離職日は、平成 19 年 2 月 20 日であることが確認できることから、申立期間②について申立人の同社における勤務実態は確認できない。

また、厚生年金保険法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されており、同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日は平成 19 年 2 月 21 日であり、申立人が主張する同年 2 月は、厚生年金保険の被保険者期間と

はならない。

さらに、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用についてA社に照会したところ、「申立人は平成19年2月20日に退職しているため、申立てどおり被保険者資格の喪失の届出を行っていない。」との回答があった。

加えて、A社における申立期間当時の同僚に照会したものの、申立人の申立期間②に係る勤務実態を確認できる供述等を得ることはできなかった。

これらを総合的に判断すると、申立人が、平成19年2月分の厚生年金保険料を事業主により同年2月分の給与から控除されていることが確認できるが、申立期間②について、申立人は当該事業所に使用されていた者であったとは言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1006

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成14年8月は32万円、同年9月は30万円、18年7月から19年1月までの期間は22万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年8月1日から19年2月21日まで  
② 平成19年2月21日から同年3月1日まで

私が所持している給与支給明細書の給与総額は30万円ぐらいであるが、社会保険事務所（当時）の回答では標準報酬月額が24万円と16万円となっているので、申立期間①について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。また、申立期間②について、会社の同僚が所持している給与支給明細書には厚生年金保険料が控除されており、私も給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書及び市から提出された給与支払報告書において確認できる報酬額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が相違していることが認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これら

の標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書及び市から提出された給与支払報告書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成14年8月を32万円、同年9月を30万円、18年7月から19年1月までの期間を22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成14年10月から18年6月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書及び市から提出された給与支払報告書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致、又は、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額より低額となっている。

このほか、当該期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

申立期間②については、市から提出された給与支払報告書及びA社の当時の社会保険事務担当者（代表取締役の妻）が「社会保険料等の控除は当月控除であり、平成19年2月分の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と供述していることから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、申立人の雇用保険の加入記録により、申立人のA社における離職日は、平成19年2月20日であることが確認できることから、申立期間②について申立人の同社における勤務実態は確認できない。

また、厚生年金保険法第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されており、同法第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日は平成19年2月

21 日であり、申立人が主張する同年 2 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

さらに、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用について A 社に照会したところ、「申立人は平成 19 年 2 月 20 日に退職しているため、申立てどおり被保険者資格の喪失の届出を行っていない。」との回答があった。

加えて、A 社における申立期間当時の同僚に照会したものの、申立人の申立期間②に係る勤務実態を確認できる供述等を得ることはできなかった。

これらを総合的に判断すると、申立人が、平成 19 年 2 月分の厚生年金保険料を事業主により同年 2 月分の給与から控除されていることが確認できるが、申立期間②について、申立人は当該事業所に使用されていた者であったとは言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から49年8月までの期間及び同年10月から50年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から49年8月まで  
② 昭和49年10月から50年4月まで

申立期間当時は集金により国民年金保険料を納付していた。納付についての具体的な記憶は無いが、昭和49年9月の保険料に係る領収書を所持しており、申立期間の納付についても、41年9月から43年12月までの納付記録とこの領収書とでつながると思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の息子を通じて申立人に聴取しても、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付方法等についての具体的な記憶は無いとしており、納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間についても国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人は遺族年金を受給していることから、申立期間は国民年金の任意加入対象期間であり、オンライン記録によると、昭和41年9月5日に任意加入被保険者として被保険者資格を取得後、44年1月28日に資格喪失、49年9月25日に再び被保険者資格を取得後、同年10月1日に資格喪失しており、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1007

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月ごろから 34 年 10 月ごろまで

私は昭和 32 年 8 月ごろから 34 年 10 月ごろまで A 社に勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A 社に在籍していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、いずれも申立人のことを覚えておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によれば A 社は適用事業所となっているものの、法人登記簿謄本で同事業所は平成 21 年 3 月 31 日に清算終了し、閉鎖されている上、元代表取締役の申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1008（事案 284 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 19 日から 34 年 9 月 26 日まで

前回、年金記録の訂正は必要ない旨の通知を受けた。しかし、申立期間当時、A事業所において正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。今回、申立期間当時の同僚の氏名を思い出したので、申立期間について再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が記憶しているA事業所の所在地において、同事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できないこと、申立人は当時の事業主の氏名を記憶していたものの、連絡先が不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかったこと、及び申立人は当時の同僚の氏名を覚えておらず、連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 22 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに申立期間当時の同僚 3 人の氏名を思い出したので事実関係を再確認してほしいと主張しているため、申立人から氏名の提示があった同僚に照会を試みたものの、いずれも連絡先が不明であり、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用等について供述を得ることはできなかった。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により判明した役員一人についても、連絡先が不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ること

はできなかった。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1009

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 20 年 10 月 1 日から 22 年 11 月 25 日まで  
③ 昭和 23 年 3 月 1 日から 24 年 3 月 21 日まで

私は、申立期間①にはA市にあったB社で勤務し、その後、申立期間②及び③においてC県にあったB社で勤務をしていた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A市に所在するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は記載されていないが、同名簿に健康保険整理番号1番の資格取得日が昭和24年3月1日と記載されていることから、同事業所は同日に厚生年金保険の適用事業所となったことが推認でき、申立期間①については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが推認できる。

また、当該事業所は法務局の商業登記簿謄本に記録が無く、当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、C県に所在するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所は昭和22年11月25日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人を含む40人が同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当該事業所において申立人と同日に被保険者資格を取得した複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えている同僚はいたものの、申立人が勤務

していた時期等については記憶していない上、同事業所における厚生年金保険の適用に係る取扱い等について供述等も得ることはできなかった。

さらに、当該事業所は法務局の商業登記簿謄本に記録が無く、当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間②及び③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②及び③に係る申立人の記録は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1010

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 26 日から同年 10 月 17 日まで  
私が A 社に勤務していた平成 5 年 4 月から同年 9 月までの標準報酬月額が、実際とは違う金額に引き下げられて記録されているように思う。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成 5 年 4 月 26 日入社時における取得時決定は 24 万円、同年 10 月の定時決定においては 38 万円と記録されていることが確認できる。

しかし、当該記録については、被保険者資格の取得時においては時間外勤務や休日勤務手当等の見込額を算入せずに届出をし、後に残業のため支給額が増額したため、平成 5 年 10 月の定時決定において、同年 5 月、6 月及び 7 月の報酬額を平均した 10 月以降の報酬月額を 38 万円と届け出たものと考えられる。

また、A 社において、申立人と同時期に従事している数名の同僚の標準報酬月額の記録を見ると、申立人のみが被保険者資格の取得時において低額であるという事情は見当たらない。

さらに、A 社に照会を行ったものの、同社は平成 6 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、元役員は所在不明のため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について回答を得ることができなかった。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。